

CITY OF YOKOHAMA

下水道法及び横浜市下水道条例 に係る手続き等について

横浜市下水道河川局 水質課 工場排水担当

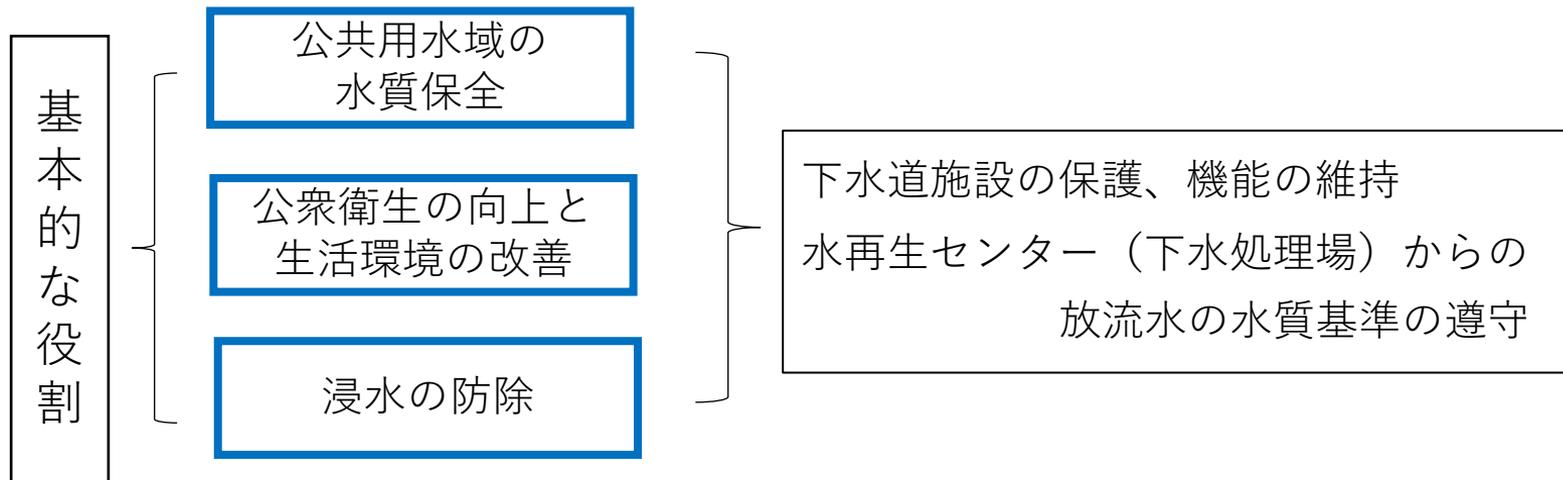
2024年11月1日

目次

- 01 下水道の役割
- 02 下水道の水質規制
- 03 下水道法等に係る届出
- 04 横浜市下水道条例に係る届出
- 05 除害施設等管理責任者
- 06 届出様式の入手方法と届出の提出
- 07 水質測定とその記録
- 08 立入検査
- 09 事故時の措置
- 10 加算下水道使用料
- 11 お問い合わせ先

01 下水道の役割

下水道法の目的



02 下水道法等の水質規制

下水道には、どんな水でも流せるというわけではありません

油脂類、大量の浮遊物



閉塞した管渠

酸性の強い排水



損傷した下水道管

有害物質（シアン等）
重金属類（クロム等）

- ・ 生物処理の阻害
- ・ 水再生センターの放流水質の悪化
- ・ 下水汚泥に濃縮

下水道施設の損傷・機能低下
水再生センターの処理水質の悪化
作業員の健康被害

防止のため

下水道に流す水質の
基準を定めています

02 下水道法等の水質規制

- 横浜市においては、水質基準を超える排水を流すことはできません
水質基準を超えるおそれのある下水を流す場合には、
汚水の処理施設（除害施設）の設置等により水質基準に
適合させ、下水道に流してください



水質基準はこちらから

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/todokede/03.html>

- 下水道法及び横浜市下水道条例で定める施設を設置する場合、
1日に50m³以上の汚水を排水する場合は、届出が義務づけられています

03 下水道法等に係る届出

(1) 公共下水道の使用を開始（変更）するとき

届出名	届出が必要な場合	届出内容	届出の期限
公共下水道 使用開始 (変更) 届	<ul style="list-style-type: none">・ 排除する下水の量が日最大50m³以上ある場合・ 公共下水道に排除する汚水の水質が適合しない場合	<ul style="list-style-type: none">・ 個人の場合 氏名又は名称・ 法人の場合 名称及び住所、代表者氏名・ 工場等の名称及び所在地・ 排水口の数・ 使用開始（変更）年月日・ 除害施設の名称及び汚水の処理方法・ 下水の量及び水質（用水及び排水の系統）	あらかじめ
公共下水道 使用開始届	特定施設の設置者が公共下水道を使用しようとするとき（上記に該当しない場合に限る）	<ul style="list-style-type: none">・ 個人の場合 氏名又は名称・ 法人の場合 名称及び住所、代表者氏名・ 工場等の名称及び所在地・ 排水口の数・ 使用開始（変更）年月日・ 特定施設の種類	あらかじめ

下水道法の「特定施設」とは、水質汚濁防止法で規定する特定施設（施行令別表第1）及びダイオキシン類対策特別措置法で規定する水質基準対象施設（施行令別表第2）で定められた施設であり、特定施設のある工場や事業場を「特定事業場」といいます。

03 下水道法等に係る届出

(2) 特定施設の設置・構造等変更をするとき

届出名	届出が必要な場合	届出内容	届出の期限
特定施設設置届出書	公共下水道を使用する者が、特定施設を新たに設置しようとする場合（下水道法第12条の3第1項）	①個人の場合 氏名及び住所 法人の場合 名称及び住所、代表者氏名 ②工場等の名称及び所在地 ③特定施設の種類 ④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用の方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理の方法 ⑦下水の量及び水質、用水及び排水の系統	設置の60日前まで 実施制限期間60日あり ただしこの期間の短縮措置あり
特定施設の構造等の変更届出書	上記「届出内容」のうち④～⑦を変更しようとする場合（下水道法第12条の4）	変更内容など	変更の60日前まで 実施制限期間60日あり ただしこの期間の短縮措置あり

03 下水道法等に係る届出

(3) 特定施設設置（構造等変更）工事が完了したとき

届出名	届出が必要な場合	届出の内容	届出の期限
特定施設設置（構造等変更）工事完了届出書	特定施設の設置又は構造等の変更の工事が完了したとき （横浜市公共下水道事業場排水指導要綱第5条）	工事完了の年月日等	すみやかに

03 下水道法等に係る届出

(4) 氏名等変更、使用廃止、承継があったとき

届出名	届出が必要な場合	届出の内容	届出の期限
氏名変更等届出書	すでに届出されている ①氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名 ②工場等の名称及び所在地を変更したとき (下水道法第12条の7)	変更の内容	変更した日から30日以内
特定施設使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止したとき (下水道法第12条の7)	廃止の内容	廃止した日から30日以内
承継届出書	特定施設設置届出をした者の地位を承継したとき なお、本届出は承継した者(相続人、合併後の存続法人等)が届出者となる (下水道法第12条の8第3項)	承継の理由 (相続、合併、分割、譲り受け、借り受け)	承継した日から30日以内

04 横浜市下水道条例に係る届出

(1) 除害施設の設置・構造等変更をするとき

届出名	届出が必要な場合	届出内容	届出の期限
除害施設新設等届出書	公共下水道を使用する者が、除害施設を新設、増設、改築、又は除害施設の使用方法を変更しようとするとき (横浜市下水道条例第7条第1項)	①個人の場合 氏名及び住所 法人の場合 名称及び住所、代表者氏名 ②工場等の名称及び所在地 ③除害施設の種類、汚水を排出する施設の構造及び使用の方法 ④除害施設の汚水の処理の方法 ⑤下水の量及び水質、用水及び排水の系統	あらかじめ
	上記「届出内容」のうち③～⑤を変更しようとするとき(横浜市下水道条例第7条第1項)	変更の内容等	あらかじめ

特定施設の設置等の届出及び構造等の変更の届出をした場合は、本届出は不要

04 横浜市下水道条例に係る届出

(2) 除害施設新設（増設・改築）工事が完了したとき

届出名	届出が必要な場合	届出の内容	届出の期限
除害施新設（増設・改築）工事完了届出書	除害施設新設等届出書に基づく工事が完了したとき （横浜市下水道条例第7条第2項）	工事完了の年月日等	工事完了日から5日以内

特定施設の設置等の届出及び構造等の変更の届出をした場合は、本届出は不要

04 横浜市下水道条例に係る届出

(3) 氏名等変更、使用廃止、承継があったとき

届出名	届出が必要な場合	届出の内容	届出の期限
氏名等変更届出書	すでに届出されている ①氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名 ②工場等の名称及び所在地を変更したとき（横浜市下水道条例第7条第1項）	変更の内容等	すみやかに
除害施設使用廃止届出書	除害施設の使用を廃止したとき （横浜市下水道条例第7条第1項）	廃止の内容等	すみやかに
承継届出書	除害施設の新設等届出をした者の地位を承継したとき なお、本届出は承継した者（相続人、合併後の存続法人等）が届出者となる （横浜市下水道条例第7条第1項）	承継の理由 （相続、合併、分割、譲り受け、借り受け）	すみやかに

特定施設の設置等の届出及び構造等の変更の届出をした場合は、本届出は不要

05 除害施設等管理責任者

(1) 除害施設等管理責任者とは

除害施設または特定施設からの汚水の処理施設（除害施設等）の設置者は、除害施設の維持管理を行う除害施設等管理責任者を選任して、その旨を届出することが義務付けられています

除害施設等管理責任者の業務

除害施設等の操作及び維持に関すること

除害施設等から排出する排出水の水質の測定及び記録に関すること

除害施設等の破損その他事故が発生した場合の措置に関すること

除害施設等に係る汚水を排出する施設の使用の方法その他の管理に関すること

05 除害施設等管理責任者

(2) 除害施設等管理責任者となるための要件と届出

	除害施設等管理責任者	除害施設等管理責任者承認申請者
要件及び資格	<ul style="list-style-type: none">①当該工場・事業場に勤務すること②次のいずれかの該当者<ul style="list-style-type: none">・公害防止管理者（水質1種、2種）の資格を持つ者・市長が適当と認めた資格を有する者・市長が行う講習（除害施設等管理責任者資格認定講習）の修了者	当該工場・事業場に勤務すること (有資格者がいない場合、1年間に限り管理責任者とみなす)
届出名称	選任：除害施設等管理責任者選任届出書 解任：除害施設等管理責任者解任届出書	承認：除害施設等管理責任者承認申請書

除害施設等管理責任者、除害施設等資格認定講習についてはこちらから



<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/sekiniinsya/07.html>

06 届出様式の入手方法と提出について

(1) 各種届出様式等の入手方法

インターネット上でダウンロードできます。
また、提出先でも入手できます



様式のダウンロードはこちらから

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/todokede/13.html>)

(2) 届出の提出について

届出の受付は、電子申請システム、窓口持参、郵送で行っています。
受付時に、記述内容や添付資料の不備不足がないか確認（形式審査）を行います。
なお、不備不足があった場合は、受付ができません。

また、届出内容によっては他法令の届出が必要な場合もあります。
(水質汚濁防止法、横浜市生活環境の保全等に関する条例等)

07 水質の測定

特定施設や除害施設の設置者は、

- 下水の水質を測定し、その結果を記録し、5年間保存してください

(下水道法第12条の12、下水道法施行規則第15条)

横浜市から測定結果の報告を求められた場合は、報告する義務があります

- 水質測定の方法

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に定められた測定方法で行ってください

- 測定回数

横浜市下水道条例で定められた回数で測定を行ってください



水質の測定義務と
報告義務はこちらから

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/sokutei/06.html>)

08 立入検査

公共下水道の機能及び構造を保全し、また水再生センターからの放流水の水質を適正に保つために、事前連絡なく、工場や事業場等への立入検査を実施しています（下水道法第13条）

【立入検査で主に行うこと】

- ①特定施設、除害施設等の稼働状況の確認
- ②排水の水質等の検査 等

立入検査へのご協力をお願いします



事業者へのヒアリング

09 水質事故時の措置

- 特定事業場から、有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、応急措置を講じるとともに、速やかに公共下水道管理者（横浜市）に届出することが義務づけられています（下水道法第12条の9）



10 加算下水道使用料

一定の濃度を排出する工場等から、一般汚水使用料に加えてお支払いいただく下水道使用料です。対象となる場合は申告義務があります。（横浜市下水道条例第20条）

加算下水道使用料徴収の対象基準

水質	水質濃度	排水量
生物化学的酸素要求量（BOD）	300mg/Lを超えるもの	排水量が 500m ³ /月を超えるもの （工程系に限る）
浮遊物質（SS）	300mg/Lを超えるもの	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類に限る）	30mg/Lを超えるもの	

汚水濃度の算定 $F = B + 1.7S + 1.4N$

F：汚水の濃度

B：汚水のBODが300mg/Lを超えた場合の超過量

S：汚水のSSが300mg/Lを超えた場合の超過量

N：汚水のノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量に限る）が30mg/Lを超えた場合の超過量

11 お問い合わせ先

➤ 各種届出の提出先とお問い合わせ先

横浜市下水道河川局水質課（工場排水担当）

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10（横浜市役所27階）

電話 : 045-671-2835

ファックス : 045-550-4183

メールアドレス : gk-kouhai@city.yokohama.lg.jp